

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

2022年2月9日

一般社団法人金融先物取引業協会

1. 指針改正の目的等

本協会は、認定個人情報保護団体として、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」といいます。）その他関係法令・ガイドライン等の内容を踏まえ、会員において個人情報の適正な管理体制整備が行われることを目的とし、個人情報の保護に関する指針（以下「保護指針」といいます。）を制定しています。

今般、保護法について、2015年改正（全面施行は2017年5月）時に盛り込まれた「いわゆる3年ごと見直し」による改正が2020年6月に行われ（令和2年改正）、また、2021年には、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備の中で、民間、行政機関、独立行政法人で分かれていた法令の一本化等のため、再度、保護法が改正されました（令和3年改正）。

これらの改正法の全面施行を本年4月に控え、2021年12月及び2022年1月（※）に金融分野ガイドラインの改正案も公表されており、本協会においても、当該改正内容を踏まえ、保護指針の一部改正を行うこととします。

※ 個人情報等の漏えい等事案の報告等に係る金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）の改正に伴っての改正

2. 方法等

保護指針に次の趣旨の改正を行います。本改正は、今般の保護法、金融分野ガイドライン等の改正の内容を保護指針に反映することを目的としており、独自の規制の追加等を行うものではありません。

なお、本改正案の作成にあたっては、会員が所属する他の団体における指針の改正と平仄を合わせるように努めています。

(1) 定義

所要の定義の改正（短期保存データを保有個人データに含める等）及び新設（仮名加工情報、個人関連情報、物理的安全管理措置、外的環境の把握）を行います。

(2) 不適正利用の禁止

違法又は不当な行為を助長又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用を禁止する旨の規定を新設します。

(3) 第三者提供の制限

- ・ 第三者への個人データの提供にあたって本人の同意が不要な場合として、学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるときを追加します。
- ・ 不正取得された個人データ等は、オプトアウト規定による第三者提供はできない旨の規定を追加します。
- ・ オプトアウトによる第三者提供を行う際に公表等する情報項目を追加します。 他

(4) 外国にある第三者への提供の制限

- ・ 外国にある第三者への提供について、本人の同意を得ようとする場合に本人に提供すべき情報及び本人の同意を得ようとするにあたり提供先の第三者が所在する外国を特定できない場合に本人に提供すべき情報についての規定を追加します。
- ・ 相当措置（個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置をいいます。以下同じ。）を継続的に講ずるために必要な措置として、「個人情報の保護に関する法律施行規則」に規定する基準に適合する体制を整備している第三者に対して、個人データを提供する場合に事前に確認すべき事項、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずること等についての規定を追加します。 他

(5) 個人関連情報の第三者提供の制限

- ・ 会員が個人関連情報を第三者に提供する場合、当該第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合の確認義務等についての規定を追加します。
- ・ 会員が個人関連取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するにあたり、本人の同意を得ようとする場合に当該本人に提供しなければならない情報についての規定を追加します。
- ・ また、個人情報に適用されている相当措置に関する規定及び記録義務に関する規定を個人関連情報に準用する規定を追加します。 他

(6) 開示

- ・ 本人の請求に応じて個人データを開示する場合、本人が請求した方法（電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法等）により開示すること及び当該方法による開示が困難である場合、その旨を本人に通知したうえ、書面の交付による方法により開示する旨の規定を追加します。
- ・ 本人が識別される個人データに係る第三者提供記録を、開示請求可能な対象に追加します。 他

(7) 利用停止等

本人が識別される保有個人データを利用する必要がなくなった場合、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって本人から保有個人データの利用停止等又は第三者への提供停止を請求された場合、その請求に理由があることが判明したときには、必要な限度で停止を行わなければならない旨の規定を追加します。

(8) 個人情報等の漏えい等事案への対応

2022年1月に公表された金商業等府令の改正案を受けた金融分野ガイドラインの改正案の内容を踏まえ、個人情報等の漏えい等事案への対応について、当該事案の内容等に応じて必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加します。

(9) 仮名加工情報等についての適用関係

仮名加工情報についての保護指針の適用に関する規定を追加します。

(10) その他

その他、個人情報保護法等及び金融分野ガイドライン等の改正等を踏まえ、所要の改正を行います。

3. 改正案の説明

別添の資料を参照

4. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内容	備考
2022年2月9日	自主規制部会（書面）	
2月9日～22日	パブリックコメント	
3月3日	自主規制委員会（書面）	
3月14日	理事会	改正を決定
4月1日	施行	

5. 意見等の募集について

改正案については、投資者保護等に関する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

改正案を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2022年2月9日から2022年2月22日 17時まで（必着）

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、再度自主規制部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、自主規制部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、本指針の一部改正が決定した後、当該改正指針の公表と併せて一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組状況の確認等

本指針の一部改正が決定し、施行された後の会員における取組み状況については、本協会の実地監査等で確認するものとします。

7. その他

特になし

以 上

本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係
E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp